

2025年5月21日

公 告

生活協同組合ユーコープ
代表理事理事長 當具 伸一

住所不明長期未利用組合員の 「みなし自由脱退」手続きのお知らせ

定款により、次の2つの条件を満たす組合員の方については
2026年3月20日をもって脱退の手続きを行わせていただきます。

- ① 「ユーコープからのお知らせ」（決算配当通知書）が
宛先不明でユーコープへ戻ってきた方
- ② 5年以上ユーコープを利用していない方

上記の条件に当てはまると思われる組合員は、お手数ですが下記の
電話番号までご連絡ください。対象とされている場合は、脱退取り
消しの手続きについてご案内いたします。

経理部管理課出資係

0120-045-385（月～金 10:00～17:00）

なお、脱退日の2026年3月21日以後も、脱退取り消しや出資金
払い戻しのお申し出をいただければ、出資金に出資配当相当額を加えた
金額で組合員の再登録または出資金の返却をいたします。